社 会 福 祉 法 人 小 越 会 役 員 等 の 報 酬 及 び 費 用 弁償の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第8条及び第21条に規定する理事長、理事、監事、評議員 (以下、役員等と言う。) の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるも のとする。

(報酬)

- 第2条 役員等の報酬は別表のとおりとする。ただし、職員が役員の場合は支給しない。
- 2 前項に定めている報酬等の支給には、法人が招集、依頼する理事会、評議員会、監査の日の勤務実態をもって支給する。ただし、理事長は月額とする。
- 3 法人が招集する会議等については、費用弁償(交通費を含む)として、1会議につき、 5,000円を支給する。ただし、理事長、施設長職員には支給しない。
- 4 前項に定める報酬を支給する際は、交通費他を支給しない。 (報酬の支給)
- 第3条 年額支給については、3月に支給する。費用弁償の支給は、法人が招集する理事会、評議員会、監査日当日に支給する。ただし、理事長においては、毎月25日に支給する。
- 2 任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その月までの分をその都度 支給する。

(旅費交通費の支給)

- 第4条 役員等が、法人の命令により旅行したときは、社会福祉法人小越会役職員等旅 費規程に定める費用弁償を支給する。
- 2 前項の旅費交通費については、第1条に規定する理事会、評議員会、監査日に重複しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

社会福祉法人小越会役員の報酬の支給に関する規則(平成5年4月1日)及び社会福祉 法人小越会役員費用弁償の支給に関する規則(平成5年4月1日)は廃止する。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 理事長、理事、監事については、社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年 法律第21号)の施行日以降に就任する任期から適用する。

附則

- 1 この規則は、平成29年6月14日から施行する。
- 2 平成29年4月1日施行附則第2項に規定する適用は、平成29年度第1回評議員会(平成29年6月14日)の承認をもって適用する。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

評議員

F F422 \			
役職名	報酬の額	費用弁償	
評議員	年額 20,000 円	5,000 円/一会議	

理事

役職名	報酬の額	費用弁償
理事長	月額 50,000 円	
理事	年額 50,000 円	5,000 円/一会議

監事

役職名	報酬の額	費用弁償
監事	年額 45,000 円	5,000 円/一会議